

北海道環境影響評価条例に基づく公聴会の開催と公述人の募集について 「（仮称）新苫前風力発電事業環境影響評価準備書」

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、北海道苫前郡苫前町で計画している（仮称）新苫前風力発電事業については、先に「環境影響評価準備書」（以下「準備書」）が縦覧されるなど、環境影響評価法に基づく手続きが進められています。

環境影響評価法では、北海道知事は事業者に対し準備書について環境の保全の見地から意見を述べることでとされていますが、その際には北海道環境影響条例の規定により、道民その他の者の環境の保全の見地からの意見を聴くための公聴会を開催することとなっています。

このため、公聴会を次のとおり開催するとともに、公述人を募集することとしましたのでお知らせします。

なお、公述の申出がなかったなどにより、公聴会を開催しない場合がありますが、公聴会の開催又は中止については、確定次第、ウェブサイト「北海道の環境影響評価情報」<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.htm>でお知らせします。

◆公聴会の日時、場所等

- 1) 日時 平成29年9月7日（木）午後7時00分から
- 2) 場所 苫前福祉センター 大ホール
(苫前郡苫前町字苫前172番地 TEL:0164-64-2442)

◆公述の申出

- 1) 公聴会に出席し、準備書について環境の保全の見地から意見を述べたい方は、次の内容を記載した書面を期限までに、郵送又は電子メールにより北海道に提出してください。

なお、本公聴会は環境の保全の見地からの意見を述べる場であることをご理解くださいますようお願いいたします。

<書面の記載内容>

- ①公聴会において環境の保全の見地から意見を述べたい旨
 - ②意見の概要
 - ③住所、氏名及び電話番号
- 2) 提出期限
平成29年8月25日（金）当日必着
 - 3) あて先
 - ・ 郵送先 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ
 - ・ 電子メールアドレス kansei.kankyoku@pref.hokkaido.lg.jp

◆公述人の決定（通知）

公述人は申出のあった方の中から決定し、公述人に決定された方には、後日、その旨の通知をします。

◆公述できる時間

公述出来る時間は1人15分以内です、ただし、公述人が多数となった場合には発言時間を短縮する場合があります。

◆公聴会の傍聴

公聴会は傍聴することができます。会場への入場は先着順で、満席の場合は入場を制限する場合があります。また、質疑はありません。

◆その他

公聴会は、「北海道環境影響評価条例公聴会開催要領」により実施しますので、公述に当たっては留意ください。

◆問い合わせ先

北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ
電話 011-204-5981